

福祉医療費助成制度のお知らせ

問合先 市民課医療年金グループ(☎84-5005)



亀山市は健康都市連合日本支部に加盟しています。

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成します。各医療費助成の受給資格を満たす人で、まだ受給資格の申請をしていない人は、必要書類をご確認の上、市民課医療年金グループへ申請してください。

子ども医療費助成	心身障害者・65歳以上心身障害者医療費助成	一人親家庭等医療費助成
対象者 出生から15歳到達後の最初の3月31日までの子ども(亀山市独自の制度として中学生まで医療費が無料)	対象者 ○身体障害者手帳1級～4級を所持する人(4級は亀山市の独自制度) ○療育手帳A1、A2、B1(最重度、重度、中度)を所持する人または知能指数が50以下の人 ○精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人(通院にかかる医療費のみ助成対象)	対象者 一人親家庭等の母または父および児童(対象となる一人親家庭等とは、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人および児童を言います)
所得制限 保護者に対する所得制限は設けていません。	所得制限 本人と保護者、配偶者に対する所得制限は設けていません。	所得制限 所得制限があります。 ※対象者が家族の人などに扶養されている場合は、扶養している人にも所得制限があります。
窓口負担無料化(未就学児対象) 令和元年9月診療分から未就学児(出生から満6歳になった日以後最初の3月31日まで)の医療費については、県内の医療機関を受診した場合、窓口での支払いをせず、その場で助成が受けられます。		

9月1日から福祉医療費受給資格証が変わります

毎年9月1日が福祉医療費受給資格の更新日です。受給資格更新の審査の結果、引き続き受給資格を有する人には、8月下旬に新しい受給資格証(若草色)を送付します。

- ※一人親家庭等医療費助成を受けている人で調書が未提出の人は、受給資格の更新ができません。
- 至急、医療年金グループ(本庁)または地域観光課地域サービスグループ(関支所)へ提出してください。
- 令和4年4月に中学校へ入学する子どもへは、中学校卒業まで有効な朱色の受給資格証を送付します。



